平成２７年（フ）第６３号
岡山県玉野市田井５丁目30番37号
債務者　浜田　竜也
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７３号
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎276番地１タウンハウスＭ＆Ｙ202号
債務者　高水　清美
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３２号
静岡市清水区北脇256番地の１　ラ・クーＢ棟101号
債務者　佐々木敏治
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３３号
静岡市清水区北脇256番地の１　ラ・クーＢ棟101号
債務者　佐々木美代子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０４号
横浜市都筑区川和台32番25号　ルミエールＤ102
債務者　飯田　芳司
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５９号
横浜市緑区長津田３丁目32番23―304号
債務者　青山　マヤ
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７号
静岡県浜松市東区半田山５丁目39番15号　エステート半田山102、前住所静岡県浜松市東区有玉北町1383番地の１
債務者　小杉　やぎ
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
静岡県島田市川根町家山632番地
債務者　植原みどり
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１０８６号
札幌市白石区南郷通14丁目南３番５―202号
破産者　松下　洋二
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３４０号
宮城県塩竈市青葉ケ丘19番２号
破産者　松本　榮助
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３６８号
新潟市北区早通南１丁目13番15号、前住所新潟市北区須戸５丁目６番地14
破産者　串田　光央
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４９号
長野県松本市埋橋１丁目９番205号　市営住宅
破産者　山地　幸子
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第４０７号
静岡県牧之原市細江1697番地１　エルディムグレース108、前住所静岡県牧之原市黒子193番地１
破産者　森　　俊夫
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６号
埼玉県久喜市桜田２－２－１　レーベンスクエア東鷲沼616号室、住民票上の住所静岡県下田市二丁目３番12号
破産者　荒井由美子
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第２２号
静岡県下田市六丁目37番９号
破産者　荒井　育代
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部